主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人溝渕道浩の上告趣意第一点は、原審が弁護人の申請した証人尋問の申請を 採用しなかつたのは、裁判所に与えられた証人採否の自由裁量の限界を越えたもの であるから憲法三七条二項後段に違反するというが、記録に徴すれば、原審の措置 は、右自由裁量の限界を越えたものとは認められないから、所論違憲の主張は前提 を欠き、同第二点は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五 条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一一条を適用すべきも のとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

## 昭和四七年七月五日

## 最高裁判所第二小法廷

雄		信	Ш	小	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
男		昌	原	岡	裁判官